

仕 様 書

件 名	非常用発電設備点検	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年10月2日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊管理科
		階級氏名	防衛技官 松藤 克也

1 実施場所
福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 工 期
契約締結日～令和8年3月31日迄

3 役務概要
265号建物内設置の非常用発電設備におけるC点検

4 対象場所及び型式等

対象場所	型式	根拠法令	点検概要
265号建物	発電機 500KVA・6600V 2020年製 (1) 機関型式：AY20L-E T (ヤンマー(株)製、2020年製) (2) ブラシレス交流発電機型式 a 同期発電機：MNYY-C 3φ500KVA、定格力率0.8、 定格電圧6600V、定格電流43.8A b 交流励磁機：MNYM-R T 定格出力12KVA、定格電圧110V、 定格電流63A (三菱電機(株)製、2020年製) (3) 始動用直流電源装置 始動用：L24H200S-NS 制御用：SGAF1-24-12SW50 (和晃技研(株)製) (4) 制御弁式据置鉛蓄電池 型式：MSE-200、MSE-50-12 (GSユアサ製)	○消防法 ○電気事業法	細部点検内容は 各種根拠法令等 に基づき漏れの 無いよう実施す ること。

5 共通事項

- (1) 本役務は、建物保全業務共通仕様書及び関係法令等を遵守して実施すること。
 なお、仕様書に記載なき事項については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
- (2) 本役務実施に際し疑義が生じた場合は、監督官と協議した後実施すること。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一施設等に損傷を与えた場合には、請負者の責任において速やかに原状に復旧すること。
- (4) 本役務の写真は、実施前・実施中・完成後(各手順毎)・隠ぺい箇所・及び材料等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番縦)に整理し提出すること。
- (5) 作業中の安全管理には十分注意し、万一災害・事故等が発生した場合は、全て請負者が負担するものとする。
- (6) 本役務で発生した金属発生材については、発生材調書を作成のうえ、監督官の指示する場所に集積する。その他の発生材については、請負業者の負担及び責任において搬出処分すること。
- (7) 本役務に際し養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すこと。

6 特記事項

(1) 点検項目

非常用発電機保守点検表のとおり

(2) 報告

ア 点検完了後に点検報告書を作成し、監督官に1部提出する。点検報告書は請負者の様式とするが、上記点検項目が判断できるものとする。

イ 別添に経費を要する修繕箇所が発見された場合は、書面にて監督官に報告するとともに、修繕箇所の見積書もあわせて添付すること。

(3) 発電機エンジン部分は下記の部品を交換する。下記の部品においては発電機メーカーが指定した部品を使用すること。

ア 側蓋パッキン ×6枚

イ 潤滑油フィルター ×2個

ウ 燃料フィルターエレメント ×1個

エ 過給機プレフィルター ×1枚

オ サーモスタットパッキン ×1枚

(4) 非常用発電機本体の点検・試験実施者は、発電機メーカーがその技能を有すると認める者が実施すること。